

静岡県立伊豆総合高校における  
いじめの防止等のための対策に関する基本方針

Ⅰ 基本的な事項

(1)いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。そのため、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

(2)いじめの理解

- ・いじめはどの生徒にも、どこでも起こりえるものであり、「暴力を伴わないいじめ」であっても生命または心身に重大な危険を生じさせる場合がある。
- ・いじめの関係者が所属する集団全体の雰囲気や周囲ではやし立て、喜んでみている「観衆」や見て見ぬふりをしている「傍観者」の存在がいじめを助長することに留意する必要がある。

(3)いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの生徒にもどこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

・いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのためには早期発見が重要であり、さらに言えば未然に防止することが最も重要である。

#### ア いじめの未然防止

・いじめの未然防止のためには、生徒の自己有用感を基盤に、規範意識や互いを尊重しようとする感覚(人権感覚)を育てることが重要である。そのためには生徒との信頼関係づくり、生徒同士の望ましい人間関係づくり、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。

#### イ 早期発見

・生徒のわずかな変化を見逃さず、生徒のストレスの状況を確認したり、日頃から生徒の心の状態を把握するなど、様々な手段で積極的にいじめを見つけていく姿勢が重要である。また、いじめを訴えやすい機会をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。

#### ウ いじめに対する措置

・いじめが発見されたり、通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者との連携の下、速やかに組織的に対応する。対応にあたっては、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、場合によっては関係機関・専門機関との連携を図る。

## 2 組織の設置(構成員と役割)

いじめの防止等については、全教職員を挙げて対処するが、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、その中核となる常設組織として、校内に「いじめ問題対策委員会」(以下、「委員会」)を設置する。

### (1) 構成員

- ・委員会の構成は、副校長、教頭、生徒指導課長、学年主任、保健相談課長、特別支援コーディネーター、養護教諭のほか、必要に応じて担任、部活動顧問等関係の深い教職員やスクールカウンセラー等の外部専門家が参加する。
- ・委員は定期的な打合せによって、いじめに関する情報の収集、記録・共有や対策事業の企画・運営を行うほか、いじめやいじめが疑われる行為が発見された場合、その対応にあたる。加えて実施事業の進捗状況の確認と検証を随時実施する。

### (2) 役割・業務

・委員会は次の役割を担い、それを遂行するための業務を行う。

#### ア いじめ防止のための定期的な委員会の開催と取り組みの検証

定期の委員会を学期に1回開催することで、校内でのいじめ防止に繋がる取り組みを統括し、生活アンケート等の取り組み実施後には検証により必要に応じて該当組織に助言や支援を行う。

#### イ いじめの相談・通報の集約

いじめに関する相談・通報の窓口となり、相談事例の集約を行う。

#### ウ いじめの疑いに関する情報の収集・記録・共有

相談・通報によりいじめの疑いが生じた場合は、委員長は必要に応じて委員会を開き、情報の収集・記録及び全職員での情報共有を行う。

## エ いじめの疑いに係る生徒の事実関係の把握、指導・対応方針の決定

ウによって招集された委員会では、生徒指導課を中心にして行った当該事案における事実確認を基に、指導・対応の原案を作成する。なお、生徒指導に該当する事案の場合は、生徒指導課と連携して対応する。職員会議での審議後、校長の指示のもと、指導・対応の実施主体となる。

## 3 いじめの防止

### (1)教職員と生徒の信頼関係づくり

- ・教職員が「人間関係づくりプログラム《高校生版》（平成 25 年 静岡県教育委員会発行）」（以下「人間関係づくりプログラム」）の趣旨を理解するために、校内研修を実施する。
- ・生徒理解を基盤に、生徒に積極的にかかわり、一人ひとりの良さや可能性を認める姿勢を持つとともに、どの生徒にも公平に接する。
- ・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### (2)生徒同士の望ましい人間関係づくり

- ・授業、HR活動、学校行事、部活動を通じて、共感的で自他理解を深める機会を設け、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。
- ・生徒のコミュニケーション能力を養うとともに、健全な交友関係・人間関係づくりの構築、さらに生徒同士による問題解決が図れるよう、「人間関係づくりプログラム」を活用しながら、ピア＝サポート活動を導入する。
- ・HR活動や生徒会活動などにおいて、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組めるようにする。

### (3)道徳性の向上

- ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳性の向上を図る。
- ・インターネットの掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝え、インターネットを利用する際のモラルとマナーについて指導する。併せて、被害にあった場合の対処法を指導する。

### (4)保護者との連携

- ・PTAの会議や保護者あて通知等により、保護者のいじめに対する理解を促すとともに、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談することを、相談窓口とともに周知する。

### (5)配慮を要する子どもへの支援

- ・学校として特に配慮が必要な子供については日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。例えば発達障害を含む障害のある子ども、外国につながる子ども、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子ども及び東日本大震災で被災した子どもや原

子力発電所事故により避難している子どもなどが考えられます。

#### (6)学校評価による取組の改善

- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

### 4 いじめの早期発見・早期解決

#### (1)生徒の実態把握

- ・担任、副担任、授業担当教員、部活動顧問、教育相談室、養護教諭、特別支援コーディネーター、セクハラ相談員等が生徒に対する日常的な観察を基盤に、朝の健康観察や個別面談、保護者との連携により、生徒のささいな変化について情報を共有し、いじめの早期発見に努める。
- ・研修課主催の授業見学や昼休みの校内巡視などを活用して、生徒の授業への取り組みや様子、集団としての実態を全教職員で観察する。

#### (2)相談体制の整備

- ・生徒と保護者が担任、副担任、学年主任、教育相談室、養護教諭、セクハラ相談員、スクールカウンセラー、管理職等、多様な窓口にいじめについて気軽に相談できることを周知する。

### 5 いじめに対する措置

#### (1)事実確認

いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、まず校内委員会に報告する。いじめとして対応すべきか否かの判断は校内委員会が行う。委員会は関係者から聞き取りによる事実確認を行う（決して個人では行わない）。その際、保護者と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ることに十分配慮する。

#### (2)関係者への指導・支援

いじめが確認された場合は、すぐにやめさせ、再発防止のため、校内委員会を中心に、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の協力を得て、具体的な対応方針や指導計画を作成し、校長の了承を得る。

いじめを受けた生徒に対しては、信頼できる人（親しい友人や教員、保護者等）と連携し、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、生徒の意向をくみながら、心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担して行う。

いじめを行った生徒に対しては、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行うなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。その上で、いじめはいかなる事情があっても決して許されるものではないことを伝え、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立直りに向けた指導や支援を行う。教育上必要

があると認めるときは、生徒指導内規に従って適切に生徒指導を行う。

周囲の生徒に対しては、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の保護者にはすぐに事実を伝え、指導方針と具体的策を提示して再発防止への協力を要請する。

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることです。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

問題の解決後も保護者と連携しながら経過観察を行い、必要に応じて委員会を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。また次の学年への引継ぎにも配慮する。

いじめが確認された場合には、静岡県教育委員会（以下、「県教委」）に報告する。

### (3)関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報するなど、適切な援助を求める。

いじめに対する指導・援助には専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることから、警察署等の関係機関の機能や役割をよく理解し、日頃から積極的な情報交換を行う。

### (4)ネットいじめ

インターネットの掲示板等への誹謗・中傷については、前述の対応に加え、以下のような配慮が必要である。

被害の拡大を防ぐために書込み削除を迅速に行う。

書込みを行った生徒に対しては、掲示板等に誹謗・中傷の書込みを行うことは、犯罪行為であることを伝え、掲示板等を含め、インターネットを利用する際のマナーがあることを再確認する。その上で、保護者と今後の利用について話し合わせ、その結果を確認する。

## 6 重大事態への対応

重大事態が起こった場合は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年3月文部科学省）」を踏まえ、管理職の指揮・統制のもと、全職員が分担して以下のことに迅速・的確に対応する。

### (1)重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合を言う。

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合

- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金銭を奪い取られた場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

- ・その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

## (2) 県教委等への報告

重大事態が発生した場合には、速やかに県教委に報告するとともに躊躇なく関連機関へ支援を求める。（「臨床心理士派遣要請」「CRT派遣要請」等を念頭に置く）。また、県教委の判断のもと、その旨を知事に報告する。

## (3) 調査

県教委の判断のもと、その指導・支援を受けて公平性・中立性を担保できる専門家を加えた調査組織を速やかに設置する。その上で、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急がないよう心掛ける。

## (4) 被害生徒・保護者への情報提供

県教委の指導・支援のもと、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を適切に提供する。

## (5) 他の生徒・保護者への対応

正確な情報を迅速・確実に伝え、二次被害を防止する。

## (6) 報道対応

個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。